

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	九頭竜川出張所（旧）2階無線室空調機緊急改修作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官近畿地方整備局 福井河川国道事務所長 橋本 亮 福井県福井市花堂南2-14-7
契約締結日	令和5年7月12日
契約の相手方の 氏名及び住所	菱機工業株式会社 石川県金沢市御影町10番7号
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,870,000-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥1,870,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

特例政令等の該当	
該当	
非該当	

随意契約理由書

1. 業務名

九頭竜川出張所（旧）2階無線室空調機緊急改修作業

2. 業者名

菱機工業（株）

3. 随意契約理由

本件は、九頭竜川出張所（旧）の2階無線室内の空調機の故障に伴い、応急対応を行ったが、後に修繕に必要な部品の生産が終了している事が判明したため、少額規模の修繕にとどまらず、現在契約している保守業務において対応できるものではなく、かつ緊急的に改修作業を行う必要が生じたので、発注するものである。無線室の空調機は、精密機器類を冷却する為に必要不可欠であり、即座に状況を改善しないと、被害が拡大するだけでなく、精密機器類が故障すれば多額の損失が発生するので、緊急対応を行う必要がある。菱機工業（株）は、数年にわたり当事務所発注の庁舎機械設備保守業務を受注しているため、同出張所の設備を熟知しており、かつ他出張所の空調修繕及び改修作業の実績があるため、迅速、信頼できる修繕対応が可能である。よって菱機工業（株）と随意契約を行うものである。

4. 適用法令

会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号

推薦者 福井河川国道事務所

総務課長 津田 幸成

